

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第4章 コンテナー特例法関係	第4章 コンテナー特例法関係
<p>(コンテナーの輸入申告)</p> <p>3 - 2 コンテナーライント第2条《免税一時輸入》の規定の適用を受けてコンテナーを輸入する場合の輸入申告については、次による。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) <u>指定地外検査の許可手数料等の税関関係手数料</u>については、一般の貨物と同様の取扱いとする。</p>	<p>(コンテナーの輸入申告)</p> <p>3 - 2 コンテナーライント第2条《免税一時輸入》の規定の適用を受けてコンテナーを輸入する場合の輸入申告については、次による。</p> <p>(1)～(7) (同左)</p> <p>(8) <u>臨時開港手数料等の税関関係手数料</u>については、一般の貨物と同様の取扱いとする。</p>